

蔣渭水と台湾民衆党

——「全民運動」と「階級運動」——

一 はじめに——台湾抗日運動の新段階——

一九二七年初の台湾文化協会——以下「文協」と略す——の分裂は、台湾における抗日運動のたんなる左右両極分解ではなく、抗日運動の新しい段階のはじまりを告げる象徴的事件でもあった。すでに別稿で考察したように、一九二一年の文協結成によって、台湾の抗日運動はあらたな発展をみたが、分裂以前の文協の運動の特色は主としてブルジョア的な文化運動・啓蒙運動にあり、並行して行なわれた台湾議会議置請願運動が典型的に示すように、植民地支配の下での民族自治の獲得をめざす民族自治主義的傾向がきわめて濃厚であった。

伊 東 昭 雄

もちろんこの時期の文協も単に啓蒙運動・文化運動のみに終始していたのではなく、一九二三年の社会問題研究会や台湾青年会結成の動きが端的に示すように、文協のメンバーの一部に大衆運動への関心と実践が芽生えつつあったことは事実であり、このことがのちの文協分裂の導火線となった。あたかも中国本土で五四運動の時期に、胡適と李大釗らのあいだの「問題と主義」論争に示されているように、大衆運動に対してどういう態度をとるかが、新文化運動参加者の重要な問題となったのと同様に、台湾においても、文協内部で同質の問題をめぐって、深刻な対立が生じたのである。そして文協分裂後の台湾抗日運動は、農民運動・労働運動が重要な役割りを

占めることとなった。

しかし文協分裂後の台湾では、ただたんに大衆運動への向背という立場の対立が争点となつたばかりでなく、コミンテルンや日中両国の政党・農民組合・労働組合の影響がいろいろで、両国本土にくらべていっそう複雑な状況を呈している。文協と台湾民衆党——以下「民衆党」と略す——との対立は、ただたんに左右両極の立場の対立であるばかりでなく、双方とも大衆運動に密接なかわりをもち、前者はとくに農民運動、後者は労働運動と深く結びついていた。そして文協はやがて、路線の対立から、再度分裂し、民衆党も、右派があらたに台湾地方自治連盟——以下「自治連盟」と略称——を樹立して、事実上分裂した。こうした状況のなかで、蔣渭水たちが推進しようとして、結局は失敗した「全民運動」と「階級運動」の統一は、いかなる意義をもつ運動であつたのだろうか。

以上が本稿で考察しようとする主要な問題であるが、この問題にアプローチするには、いくつかの困難が存在している。複雑な対立関係を説明するためには、当然さまざまな運動に関する詳細な資料が必要であるが、残念

ながら、とくに文協左派や台湾共産党（日本共産党台湾支部）についての資料はきわめて乏しく、農民運動や労働運動についても、総督府警務局の編纂した『台湾総督府警察沿革誌』の第二篇「領台以後の治安状況（中巻）——社会運動史²⁾」に大幅に依存しなければならず、とくに抗日運動側の資料はいちじるしく不足している現状である。このような状態のなかで、当時の抗日運動の複雑をきわめた諸様相を説明するのは至難のわざであり、ほとんど不可能に近いが、十分な資料をえられるのを待っているのは、いつのことになるかわからないという事情もあるもので、少しずつ手さぐりしながら、考察を試みようと思う。必要な資料が十分にえられない場合、とくに一面的な判断におちいりやすいが、こうした複雑な問題状況に光をあてようとするさいには、一面的な判断は絶対に禁物であろう。以上のことは、とくに自戒のためにここに記しておきたい。

二 台湾民衆党の結成

すでに拙稿「蔣渭水と台湾抗日民族運動——台湾文化協会の分裂まで——」でのべたように、蔣渭水は文協分

裂にさいして、臨時理事会において、蔡培火らの委員会則改正案先議に反対し、連温卿案先議を主張して、連案の採択を有利にした。しかるに会則案そのものについては、あくまで「総理制」を主張して、連案の「委員長制」と対立し、結局左派の主張が通ると、右派幹部は文協を脱退し、蔣渭水もまた文協から去った。この時期の蔣の去就について、右派は、当時の蔣は「無産青年」および日共山川系の連温卿の牽制とたぶらかしのもとで、思想に変化をおこし、常軌を逸したふるまいがあるのをまぬがれなかった」といっているが、このような蔣の行動は、左派の人々の眼にはどのようなふうであったであろうか。それを明らかにしてくれる資料はないが、問題は蔣がこのような行動をとった真意はどこにあったかということであろう。その点についても、いまのところ推定の域を出ないが、少なくとも、右派がいつているように、左派の「牽制とたぶらかし」によって動揺し、「常軌を逸したふるまい」をしたとは考えにくい。分裂以前、蔣は蔡培火とのあいだに少なからず対立があったと考えられ、その対立は民衆党結成後ますますはげしくなるが、一方連温卿らとは、いっしょに社会問題研究会をつくつ

たり、ともに農民運動にかかわったりしていた。もちろん孫文晩年の新三民主義に傾倒していた蔣と、山川均の影響を強くうけた連温卿らとは、立場も発想もかなりのちがいがあったと思われるが、そのことが蔣が文協を去る原因になったとは考えにくい。とすれば、かれの当時の言動をどのように理解したらよいか、知りたいところだが、それを明らかにする資料にとぼしく、実証するてだてがない。おそらくかれとしては、あくまで文協の分裂を回避しようとして、それが不可能となると、一たんは右派と行動をとめることによって、抗日組織の再統一をめざしたものと考えられる。前掲拙稿でもみたように、蔣は、同じしいたげられたもの同士仲よくしなければならぬという素朴な信念の持ち主であり、その信念は終生変わることがなかったといつてよい。孫文晩年の新三民主義に深く共鳴していた蔣が、林獻堂総理のもとで、何とか文協の分裂を回避しようとしたことは、決して理解できないことではない。文協分裂当時、中国本土では四・一二クーデターの前夜に当たり、国共合作を中心とする反帝・反軍閥統一戦線がまだ決定的に決裂してはいなかった。

文協を出た蔣渭水や右派の人たちは、その後ただちに政治結社の結成にとりかかった。政治結社結成の動きは文協分裂以前からあり、左派の連盟卿らも「現在ノ台湾事情ニ抛リ特権階級ノ制度ヲ打破シ、合法的手段ヲ以テ一般大衆ノ政治的経済的社会的解放ノ実現ヲ期ス」(《警》四〇九ページ)る台湾平民党をつくることを考えたが、文協分裂によって左派はこれを思いとどまり、文協を出た人たちによって急速に政治結社の準備がすすめられた。結社の名称は最初「台湾自治会」で、ついで「台湾同盟会」・「台政革新会」さらには「解放協会」と改められ、最終的には「台湾民党」という名称で、この年の五月二十九日、台中市で結党式が挙行された。しかしこの台湾民党は結党後ただちに総督府によって結社を禁じられた。禁止の理由として、総督府は民党の「台湾人全体ノ政治的、経済的、社会的解放ノ実現ヲ期ス」という綱領をあげ、かかる綱領は「著シク民族的反感ヲ唆リ内台融和ヲ妨ゲ、或ハ民族自決主義ヲ懷抱スルモノニアラズヤト疑ハシムルモノアリ……遂ニ原案ヲ修正セズ、会ノ大勢ハ偏狭ナル民族的感情ニ左右セラレ、徒ニ不穩ノ言辞ヲ弄シ、帝国ノ統治ニ対シ著シキ反抗的氣勢ヲ揚グル結果」

(《警》四二四ページ)となったためだ、としている。以上のことばからもわかるように、総督府は台湾民党の綱領に民族主義的要素をかぎとって警戒する一方、党内における蔣渭水ら民族主義者が党の主導権ににぎることをおそれ、禁止処分を付した。本山警務局長の声明はいっそうはつきりと、「あの綱領を見ては何人も虚心理に考へて頭を傾げざるを得まいと思ふ。／本島島民とか、本島人とか、言葉はいくらでもあるのに殊更台湾人全体と記し、又解放などと矯激な文字を使はなくとも改善とか革新とか、利益幸福の増進とか、政策の遂行に相応しい言葉は幾らでもある筈である。……さうなると、統治の根本方針と相容れない民族自決主義を標榜するものと見るより外ないのである、……其の中に極端な民族主義者、言ひ換へれば帝国臣民として有つべからざる思想、言動の持主の居ることを見遁すことは出来ぬ。……恐らくは之等の不純分子が党の将来を左右し、穩健分子は全く無力となり、全然之に追隨するか或は全く排擠されてしまふかも知れぬ。……如何に穩健を装ふて来ても統治の根本方針に悖り、内台融和を妨げ、民族自決を標榜するやうな結社は絶対に許すことは出来ないの

あるから、斯う云ふ主義者は此の際反省したらよからうと思ふ。又之と主義を異にする者は速に之等と手を切つて穩健な手段に依つて主義主張の貫徹を計つたらよからうと思ふ」(《警》四二五—六ページ)といつて、蔣渭水ら民族主義者の影響力をできるだけおさえるとともに、右派とのあいだにくさびをうちこんで、右派の分離をうながしている。このような分裂策動は台湾民衆党結成後もつづき、党内の対立を激化させ、ついには右派をして台湾地方自治連盟を結成せしめ、事実上民衆党を分裂せしめたのであった。なお、台湾民衆党の役員は主幹が蔡培火、臨時中央常務委員が蔡培火・蔣渭水・蔡式毅・邱徳金の四名で、一般黨員は一八六名であり、かれらはこの年の三月から四月にかけて訪台し、各地で講演をした矢内原忠雄——その講演は文協会員たちによって妨害をうけた——によつて鼓舞されていた。

台湾民衆党は上記のような民族主義者と右派との内部対立をはらみながら誕生した。台湾民衆党禁止後約半月後の六月一七日、台中市に蔡培火・蔣渭水・邱徳金・謝春木等二十人が集まり、民衆禁止の顛末を報告したのち、あらたな政治結社の組織について協議が行なわれた。そ

の席上では玉碎論と組織絶対論とが対立し、激論がたたかわされた。玉碎論は、台湾民衆党の綱領・政策をそのままにして、主幹だけかえてもう一度結党し、それで禁止されれば、「各個人が地方へ帰つて、各自の地方民衆を組織化し、個人的に連絡して運動を継続しよう」(《要求》八五ページ)というのであった。それに対し、組織絶対論は、運動は組織的な連絡と統制を欠けば有力な運動となりえないから、ともかく組織をつくる必要がある、一たび組織をもてば、組織は運用しだいであろうにでもなる。だからさしあたって組織をもつことが絶対必要である、という主張であった(《要求》八六ページ)。結局後者の意見が絶対多数を占めて、謝春木・陳旺盛・陳逢源・黃周・彭華英の五名を創立委員にえらび、結党の準備がすすめられた。なお、玉碎論の強力な主張者に、後年民衆党とたもとをわかち、台湾地方自治連盟の書記長となつた葉栄鐘がいたということである。

もう一つこの会合で問題になつたのは、蔣渭水と新党との関係であった。蔡培火は席上で台湾民衆禁止のいきさつについて説明し、「蔣渭水がもし新党に参加すれば、当局はおそらくこれを容認しないだろう。しかし蔣氏を

除外するのも情において忍びがたい。そうかといって、蔣君に幹部として参加してもらうために、結党声明から民族運動の主張を取り除くのもいっそう不都合である。新党を順調に結成するために、細心の考慮と選択をすることが必要である」(《民》三六五ページ、《警》四二七ページもほぼ同じ)とのべたために、蔣渭水らが反発し、議論がかわされたが、議長の採決では、蔣が単に一党員として新党に参加するという陳逢源の意見が多数を占めた。かくして新党の声明書・綱領・政策・会則の起草委員として黄周・彭華英・陳逢源・黄旺盛・謝春木を選出し、新党結成の準備をととのえ、七月一〇日に結党大会を開いて、台湾民衆党は日本支配下の台湾における初の政治結社として、ともかくも発足をみた。しかしこの結党大会でも、蔣と蔡の対立は依然解消せず、蔡は蔣を顧問として党内にとどめることを主張し、蔣は蔡の発言を「当局の意を受けたる言」(《警》四二七—八ページ)だとして、これに反対し、蔣の去就について採決を行なった結果、蔣渭水を委員とするかどうかは党員の自由判断にゆだね、それが原因でふたたび結社禁止とされてもやむをえない、という黄旺盛の意見が採用された。

大会で決定された綱領は、台湾民衆のそれと比較してかなり表現を弱められ、「本党は民本政治の確立、合理的経済組織の建設および社会制度の欠陥を改除することを綱領とする」となっているが、「政策」としては、台湾民衆のものがほぼそっくり踏襲されている。これに対する、総督府の見解は、「党の指導勢力は依然として蔣渭水派を中心とし、同派によりて支配せらるる形勢顕著なるものあり、穏和化を見るに至らざりし」ことを警戒しながらも、「一応表面綱領は緩和され、民族運動団体たるの誤解を避くる意味の宣言を為したる以上、更に之を再び禁止処分に附するときは党幹部の地下に潜行して我施政に反抗すべきは明らかにして、斯くては取締上一層の困難を招くに至るべく、……嚴重なる監視の下に一応存立を認め、指導誘掖に努むるに決定せり」(《警》四二八ページ)ということであった。もちろん、たとえば『経世新報』における「今回解散を命ぜられし台湾民衆は、堂々として看板たる主義綱領に民族自決主義を標榜したるが為、未だ一事為すなくして禁止解散を命ぜられ、義名の背後に隠れて悪として為さざるなき文化協会は平然として安泰なるは之を均衡の得たるものと見做し

得べきか。……台湾民衆を商売敵とせし文化協會は、今後益々跋扈跳梁すべきを思ひ寒心に堪えざるものあり」(《要求》七八ページに引用)という日本人側の批判を考慮し、台湾民衆党設立を許可して、文協の活動に對抗させようとする意図も、総督府にはあつたのではないかと推測される。

以上のように、複雑かつ困難な事情のもとに成立した民衆党であつたから、第一回大会の宣言ではわざわざ、綱領・政策は「何ら民族的闘争を目的とする要素を含まない」(《民》三六六ページ)とことわつており、綱領はきわめてひかえめな内容のものとなつたが、政策としてかかげられている内容は台湾民衆のものとはほとんど変わらず、おだやかな表現をとりながらも、民族主義的な要求が底流に流れていた。

三 台湾民衆党の活動

その後の民衆党は、約四年間にわたる活動のなかで、民族解放運動の中核をなすべき大衆政党として、しだいに性格を明らかにしていった。第一回大会後、中央常務委員会で党の綱領・政策の解釈書の作製が決定され、蔣

渭水・盧丙丁・謝春木・黄英の起草した「綱領解釈案」と「階級問題に対する態度」が提出され、さらに彭英華のややひかえめな案も討議された。そして一九二八年七月一五日に開催された第二回大会では、綱領の解釈にあたる「指導原理」と「階級問題に対する態度」が決定された。前者は「一、民本政治の確立 説明：立憲政治の精神にもとづき、総督専制政治に反対し、司法・立法・行政の三権を完全に分立せしめ、台湾人に参政権を享有させるべきである。／二、合理的経済組織の建設 説明：農工階級の生活程度を高め、貧富を平等ならしめる。／三、社会制度の欠陥の改革・除去 説明：社会の陋習を改革し、男女の権利平等を實行し、社会生活の自由を確立する」の三カ条からなり(《民》三六八―九ページ)による、《警》四三四ページもほぼ同じ)、「階級問題に対する態度」は「一、全民運動と階級運動は同時に並行しなければならぬ。／二、農工階級の擁護は階級運動の實行である。／三、農工団体の発達を扶助することは全民運動の中心勢力を作りあげようとするものである。／四、農・工・商・学の連合を企図することは全民運動の共同戦線を作りあげようとするものである。／五、本党

は農工階級の利益を顧慮し、合理的階級調整を加え、全
民運動の前進を妨害させないようにする。／六、台湾各
階級の民衆を党の指導下に集合させ、全民の解放運動を
実行する」(『蔣渭水遺集』三三三ページによる、『民』三
六九ページ、『警』四三五ページほぼ同じ)となっており、
後者は蔣渭水らが中央常務委員会に提出した案(『警』
四三三―四ページ)とほとんど同じである。

この「指導原理」と「階級問題に対する態度」、とく
に後者をみると、総督府を刺激しないよう、表現に配慮
がなされているが、民衆党のめざす方向がかなり明確
に示されているのが読みとれる。「全民運動」というこ
とばは、おそらく国民革命期に中国国民党が提唱してい
た「全民政治」⁽⁸⁾にヒントをえたのであるが、労農大衆
を中心に、広範囲な民衆に基礎をおいた民族解放の運動
を意味すると考えられる。そのことは、「第二回大会宣
言」にも、「願レバ過去ニ於ケル解放運動ノ失敗ハ其ノ
参加部分ガ知識階級ニ局限セラレタルガ為ナリ。故ニ今
後ニ於ケル我等ノ全民運動ハ範圍広大ナル全民衆ヲ参加
セシメ、殊ニ農工民衆ヲ以テ解放運動ノ主力ト為シ、重
点ヲ農村ト工場トニ対スル宣伝ニ注ギ、農工階級ヲシテ

組織化セシムルコト最モ肝要ナリトス。故ニ今後ニ於
ケル本党ガ援助スル所ノ農工及各種団体組織政策ナルモ
ノハ之ニ拠リ専ラ全民衆ノ提携援助ニ努力シ、以テ民衆
ノ信頼ヲ支持スルニアリ、是乃チ本党ノ基礎工事タリ」
(『警』四四九―五〇ページ)とのべられており、民衆党
が旧文協の文化的啓蒙運動から脱皮して、労働者・農民
を中心とする大衆的組織を志向していたことは明らかで
ある。これが謝春木のいわゆる「党内に於けるブルジョ
ア民主主義の克服の跡であり、民衆党自身の成長」(『要
求』一〇八ページ)であり、合法的政党という枠内にお
いて当時高まりつつあった労働運動・農民運動を中心と
する大衆運動に基礎をおく統一的組織として、闘争のほ
こさを総督府の台湾支配とそれに協力する御用紳士に
向けていたのである。もっとも林猷堂・蔡培火らをはじ
めとする党内の右派は、結党当初からこのような党の脱
皮に批判的であり、党の活動をブルジョア民主主義の範
囲にとどめようとしており、蔣渭水ら党の主流と対立し、
その亀裂はしだいに深まっていった。第二回大会後の八
月九日の中央常任委員会に、主幹・庶務部主任彭英華が
辞任を申し出て承認されたが、辞任の理由は、総督府側

資料によれば、「民衆党の現状を観るに労働運動に専念し、民衆党の名を以て労働運動を行ふ者さへあり。斯の如くして一般民衆の階級意識を煽るは民衆党の趣旨にあらず。党は其の政綱に基き専ら政治運動を行ふべきなり。党の現状既に右の如しとせば留りて主幹たるを得ざるのみならず、党幹部の思想的乖離を招く虞あり」(《警》四五七ページ)という⁽²⁾ことであり、党内の亀裂はすでにあらうと深まっていたのである。

第三回大会はそのよく年の一九二九年一月一七日に新竹で開かれた。この大会では黨員に宣言書がひそかに配布され——そのために責任者が出版規則違反で処罰をうけた——、その宣言書には、総督府の独裁政治、台湾人に対する教育差別、三井・三菱等大資本の台湾産業——なかんづく製糖業——および土地独占、農民・労働者の窮状などが指摘され、「内には……全島の闘争分子を吸収して本党に集中し、ひとしく本党の指導をうけしめ、陣營を整理し、戦線を統一して闘争力の増大を期し、一致した歩調で台湾の民衆を指導し、民衆をして進むべき方向を知って正道につかして、大衆政党的目的を達成しなければならぬ。外には世界のプロレタリアート

と連係して、國際的解放戦線に参加し、世界解放の潮流に合流しなければならぬ。……」(《遺集》二九ページ、《警》四八四ページもほぼ同じ)と結んで、民衆党の闘争方針をいっそう明確にした。一方、総督府側もいちだんと警戒心をつのらせ、この宣言書について、「言甚だ婉曲なるも、立党精神なるものが斯くの如きとせば、既に党は合法的存在を許容すべからざるものたること明かなり」(《警》四八五ページ)とのべている。

すでに第二回大会前後から、彭英華の主幹辞任をめぐって、党内左右両派の対立が表面化していたが、彭の辞任以後、党の主導権は完全に蔣渭水ら左派によって掌握され、第三回大会宣言はかれらのめざす方向を、ややひかえめながら、明らかにした。大衆政党的めざす左派の方針にあきたらない右派は、一九三〇年にはいると、台湾地方自治連盟結成に向って活動をはじめ、多くの民衆黨員や工友総連盟労働者などの反対にもかかわらず、地方自治連盟は一九三〇年八月一七日に結成され、民衆党は事実上分裂した。民衆党・工友総連盟の自治連盟攻撃に対して、林献堂らより「忠告」があり、結局民衆党としては「本黨員の自治連盟加入を禁じ、団体そのものは

友誼団体として好意を示す」という結論となり(《警》四八六―七ページ)、自治連盟加入者は民衆党から去った。かくて、闘争分子の結集と戦線の統一をめざした民衆党からついに右派が脱落し、闘争はいっそう困難の度を増したのである。総督府はこの分裂を奇貨とし、「右派の牽制の下に自制しつつありし〔民衆〕党の活動は、牽制力を失って合法的存在の理由の幾分をさへ喪失するの結果を招くに至れり」(《警》四八七ページ)とみている。

この分裂の直前、蔣渭水は『台湾新民報』三二二号(創刊一〇周年記念号)に「十年後の解放運動——希望と展望」という文章を書き、これまでの台湾解放運動を反省しながら、「台湾解放運動の現段階は後退か、前進か、即ち第一の道は自由主義的妥協的に解決する道に導き、解放陣営より脱營し、退却し帝國主義に屈服し、それと妥協し、其保護を受け、御用紳士及其他一切の反動勢力と仲直りし、それと握手し、ファシズム化し、遂に帝國主義の陣営に合体する。／これは十年前の台湾に引戻す大逆大反動である。／第二の道はブルジョア民主主義解放の大衆的解決である。即ち労働者、農民、一般無産市民及小ブルジョアジーの間に、大衆の闘争意識を啓蒙

し、大衆の日常闘争の指導と組織化の為に努力し、大衆的活動を強力にし、労働者、農民、一般無産市民、及小ブルジョアジーの間のプロレタリア、非資本主義的解放に向って其進路を進めることである。／此の二つの対立は、ブルジョア民主主義に於けるプロレタリアートと、自由主義ブルジョアジーとの間のヘゲモニー獲得の為めの闘争である。このヘゲモニー獲得の為めの闘争は、台湾の解放運動を非大衆的資本主義的な道に発展せしむるか、大衆的、非資本主義的な道に発展せしむるか、運動進展の理由は、第一、殖民地のプロレタリアートの勢力は、土着大ブルジョアジーの投下資本と、外来の投下資本の総和に相当するに反し、ブルジョアジーの勢力は相対的に無力である。第二、地主を兼ねたるブルジョアジーは、農民問題を解決し得ない。第三、殖民地人民の無産化の急速なる進行は、弥やが上にも大衆的陣営を膨張せしむる。それ故に十年後の展望は益々大衆的に展開し、深刻化し、尖鋭化し、幾多の墮落社会運動家の屍を飛越えて、漸次に非資本主義道程に進展するだろう」(《遺集》五九―六〇ページ、一部『新民報』原文により訂正、強調点は引用者)とのべている。これまで文

協左派からブルジョア民族主義者（右派）までを含めた統一戦線をよびかけ、その実現に努力してきた蔣渭水ではあったが、いまや「非大衆的資本主義的な道」と「大衆的非資本主義的な道」の分岐点にあるという認識の上を立て、右派の敵陣営への脱落をよはや不可避とみていくようにみえる。もちろんかれは地方自治連盟について「地方自治促進なる単一政策を有する臨時的連合体に過ぎ」ず、「地方自治制度の完成後は当然解消すべき性質のものである、之れに反して本党（『民衆党』）は政治的経済的社会的の全般的解放に従事する永久的闘争機関である」（『台湾民衆党の陣容』、『遺集』六七ページ）といひ、あくまで民衆党を「台湾の解放陣営の総機関」（同前）として、解放運動の統一をめざしてはいるが、民衆党員が地方自治連盟に加入することを禁止するなど、対立はもはや解けがたく、すでに右派を信頼していなかったことはたしかであろう。

第四回大会は、四面楚歌の如き困難な状況にありながら、労働者・農民を主体とする大衆政党としての性格をいっそう明らかにすべく、一九三一年二月一八日に民衆党本部事務所で開かれた。この大会では、そうした目的

のために、党則および綱領・政策の改修が提起され、それをめぐって激論がたたかわされた模様である。まず綱領の改修案をみると、「一、労働者農民無産市民及一切ノ被压迫民衆ノ政治的自由ヲ争取ス。二、労働者農民無産市民及一切被压迫民衆ノ日常利益ヲ擁護ス。三、労働者農民無産市民及一切ノ被压迫民衆ノ組織拡大ニ努力ス。」（『警』五〇九ページ、『遺集』一七ページ）となっており、従来の綱領と根本的にちがったものとなっており、プロレタリアートに基礎をおく大衆政党の性格がはっきりと示されている。政策も従来のものよりずっと詳細なものとなっているが、とくに注目すべき点は、経済政策では労働者・農民の団結権をはじめ諸権利の保障・拡大を要求していること、政治政策では帝国主義の政略・政策および対中国干渉政策反対が含まれていること、さらに直前におこった高山族霧社蜂起を反映して、「生蕃ノ民族的自由発展ヲ阻害スル一切に反対ス」（強調点は引用者）という項目がはいっていること、などである。

この改修案は最初、一九三〇年一月二八日から開かれた中央常務委員会で審議されたうえ、理由書を添付して各支部に送付された。その「綱領、政策、党則改修案

提出理由書は、まず立党以来四年間の客観的情勢・主体的条件の変化についてのべ、客観的情勢については、世界大恐慌による資本主義の危機、ブルジョアジーによる産業合理化と労働者しめつけ、階級闘争の激化、植民地搾取の強化をあげ、「このような情勢は一般大衆をして反帝国主義の思想を生ぜしめるものである。被压迫民衆の勝利は、これらの反帝国主義の民衆を組織して共同戦線をとらしむることにある」(《遺集》三一ページ、《民》四三三ページ、《警》五〇八ページもほぼ同じ)といっている。さらにまた「主観的条件は、前述の客観的情勢の変化により、島内大衆の生活闘争の意識をすでに強化しており、党内のブルジョアジーや反動的知識人たちはすでに逃避・退却している。これは、本党の闘争の進展がおのずから落伍者を生み出す必然的な淘汰過程を表現している。われわれはこの客観的および主観的情勢を契機として綱領・政策・党則に修改を加え、党勢の進展を期すべきである。この修改はたんに客観的情勢に動かされているばかりでなく、立党精神の切実な表現でもある」(同前)とのべ、すでに地方自治連盟の成立によって事実上右派の脱落をみた民衆党が、はっきりと党内か

らの右派の排除の決意した。このことは党内、とくに党内にのこる右派のあいだに議論をまきおこし、林猷堂・林幼春らに党顧問辞任を決意させた。

この綱領・政策・党則改修をみていた総督府は、「今回改修シタル綱領、政策ヲ仔細ニ検討スルトキ、本党ノ指導精神ハ民族運動ヲ緯トシ、階級闘争ヲ経トセルモノト謂フベシ。……如斯階級闘争ヲ加味シタル民族運動ヲ目的トセル結社ヲ容認センカ、我台湾統治ノ根本方針ニ背反シ、内台融和ヲ妨ゲ、延テ本島統治ノ維持ニ重大ノ影響ヲ及ボスヤ明カナリ」(「台湾民衆党禁止理由」、《警》五一―五六ページ)として、結社を禁止した。以前から民衆党の民族主義的傾向を危険視していた総督府は、右派の分離を促進し、右派が分離するや、これを好機とみて、民衆党を弾圧した。かくして、民族運動の統一をめぐらして活動した台湾民衆党は、わずか三年半でその活動を停止せざるをえなくなった。

わずか三年半ではあったが、ほとんど当時の台湾唯一の合法政党であった民衆党の活動はまことにめざましいものがあり、またかなり幅の広いものであった。民衆党は労働者・農民を「全民運動」の中心勢力とみなしてい

たから、労働運動と農民運動をとりわけ重視していた。一九二五年一月に成立した台湾農民組合は一九二七年には最盛期をむかえ、二万四千人の会員を擁して各地で闘争を展開したが、左傾した文協の影響のもとで、しだいに階級闘争路線をとり、日本内地の労働党とも関係して、しばしば民衆党と対立した。民衆党の影響下で、一部の他区に農民協会が設立され、農民のほかに小地主をも構成メンバーとして、水利権や農会管理権をも闘争の目標とする「混合型農民運動」を推進したが、蘭陽農民協会を除き、あまり顕著な活動はみられなかった(『要求』二八四―五ページ)。農民組合の運動は、官有地払い下げをめぐる土地争議や蔗農の製糖会社による支配に抵抗する争議、竹林払い下げをめぐる三菱製紙会社やその背後にある総督府との闘争をめぐる、総督府の支配とするどく対立し、台湾における植民地支配の矛盾を根底からえぐり出すことによって、抗日運動の主力を形成してただけに、これと政治的いきりはなされていたことは、民衆党の活動にとってマイナスの要因となつたことはまちがいない。

民衆党の活動のうち、もっとも重要なのは労働運動と

のかかわりであり、なかんずく一九二八年二月に結成された工友総連盟の運動は、民衆党と密接な関係のもとに行なわれた。工友総連盟の創立宣言には「……植民地の労働階級の立つ地位は一方面は帝国主義者の掠奪を受け、一方面には現社会制度上の経済的、社会的圧迫を受けつあり。故に此の労働階級の生活は最も困苦を極めつつあり。於茲植民地の労働階級は容易に覚醒し解放運動の路上を走り、民衆解放運動の中心勢力となり其の領導的地位を取得せり。……我等は応に民衆解放運動の前衛隊たるを自認し勇往邁進せざるべからざるなり。我等は此の天職を尽し使命を完ふするには須らく労働階級の勢力を集中し、統一的鞏固なる団体を組織し一定の主義を信奉し、小児病と老衰病を防止し理想を把持して現実を凝視し極力奮闘して然るべき処なり」(『警』一二四七―八ページ)とのべられており、その内容はいかにも民衆党の闘争方針に近く、「小児病」・「老衰病」などということばづかいは蔣渭水のしばしば用いるものであり、おそらくは原案はかれが執筆したものではないかと推定される。

台湾工友総連盟は基隆・台北・台中・台南・高雄その

他の地域の工友会約四〇団体の連合体であり、民衆党の支援をえて、その活動はすこぶるさかんになった。民衆党の「階級問題に対する態度」の第四項には「本党は農工階級の利益を顧慮し、合理的階級調整を加えて、全民運動の前進を妨害することがないようにさせる」(強調点は引用者)とあって、すこぶる労資協調的姿勢をとっているようにみえるが、労働運動の実践においては決して労資協調路線をとらず、浅野セメント高雄工場の争議や台湾製糖工場の争議、さらには台湾製塩工場の争議など当時の代表的争議をみると、争議の結果はかならずしも勝利ではなかったにもせよ、資本家側およびかれらを背後から支える総督府警察当局とすどく対立し、善戦している(もつとも、このことが民衆党内の右派に、民衆党の方向に不安をいだかせたことも事実であろう)。その意味では、台湾の労働運動は、農民運動と並んで、台湾解放運動の主力をなし、その「前衛隊」であったとみてかならずしもまちがいないと考えられる。

しかし一面では、当時の台湾の労働運動にはいくつかの弱点があったことも事実である。一九二九年末の台湾労働者数をみると、工場労働者は八七、三五一一人、鉱山

労働者は一九、五六二人、交通運輸は四八、八六二人、日雇い労働者は四二一、九七六人、合計五七七、七五二人で、日雇い労働者の数が全体の七三・三%を占めていた(《警》一一九九ページ)。それに対し、総連盟加入労働者数は創立大会(一九二八年三月一九日)のときが六、三六七人、第二次大会(一九二九年二月一日)のときが六一、四四六人で、第三次大会(一九三〇年一月二日)のときも変わっていない(《要求》二二〇―二二三ページ)。したがって当時の総連盟の労働者組織率は決して高いとはいえず、しかも謝春木のいうように「連盟の構成分子を分析すると、近代的労働者数が少くて、中世ギルドの性質を帯びる徒弟制の残滓の如何に多いかを知る事が出来る」(《要求》二二〇ページ)ことも事実であろう。加盟団体をみると、木工工友会・土石工友会・土工工友会・服土工友会・店員会などが多く、「近代的産業労働者の組織は、今後に残された最も重大なる任務である」(同前二二三ページ)とされている。しかしこれには理由があって、当時工場労働者および運輸交通通信労働者は「内地人」(日本人)労働者の占めるパーセンテージがかなり高く、鉱山労働者および日雇い労働者

では「本島人」(台湾人)労働者の占めるパーセンテージが圧倒的に高く(『警』一一〇六一—一一一〇ページ参照)、概して近代の産業では日本人労働者の占める割合が大きいと推定される。しかも日本人と台湾人とは、賃金に歴然たる格差がみられ、日本人は待遇や地位の上昇という幻想によって、資本家側ないしは官憲に結びつく傾向が一般的に強かったとみてまちがいないと思われる。このことはたしかに台湾労働運動の弱点であったにはちがいないが、一面ではこのことによって、台湾の労働運動はまさしく民族的矛盾に直面していたと考えられ、その点は民衆党の活動の歴史的意義を考えるさいにも、決してみすごすことのできない点である。

以上、民衆党と労働運動のかかわりについてみてきたが、民衆党は労働者・農民を基盤とする大衆政党として、「全民運動」の先頭に立とうとしたばかりでなく、民族自治をめざすブルジョア民主主義的要素をも含み、その活動範囲もかなり多岐にわたっていた。文協時代以来の講演会活動もひきつづき行なわれ、台湾議会設置請願運動も、しばしば文協や農民組合の妨害をうけながらも、辛抱強く行なわれていた。それと並んで中央政府および

総督府に対する陳情ないし建議も何回かなされ、その内容も官有地払い下げ反対、台湾施政改革、自治制度改革、減税などであり、官有地払い下げ問題などを除いては、概して改良主義的色彩が濃厚であった。この点が文協や農民組合のメンバーの反発を招いたのは、かれらが階級闘争を重視する以上、理解できないことではない。

一九二九年秋には文協は再度分裂し、連盟卿ら山川イズムの一派を排除し、これと対立する一方、民衆党や地方自治連盟を反動として、ますます激しく攻撃するようになった。一九二七年の第一次分裂以来、文協はしばしば民衆党と対立し、後者をはげしく非難したが、しかし両者が共通の敵に対して一致してたたかうことも全くないわけではなかった。その一例として、台南市の墓地移転問題がある。これは一九二八年五月、台南州の「御大典」記念事業として、台南市大南門外の墓地の一部を移転して、ここに「総合運動場」——実はゴルフリンク——を建設しようとして、市民の猛反対にあい、ついにとりやめた事件である。これは州当局者が台湾人の祖先およびその墳墓に対する感情を全く無視しようとした事件でもあり、当地関係者はただちに宗親連合会を組織

して当局に抗議したが、この闘争には文協・民衆党・各労働団体・商工業協会が宗親連合会を支持して共同戦線を張り、ついにこの計画を撤回させることに成功している。このことは、これら諸グループが共同戦線を組みえた場合、かなり有効なたたかいを推し進めうることを示しているが、その後文協は再度分裂し、民衆党も分裂して、共同戦線の形成はますます困難となり、蔣渭水らの「全民運動」への悲願はついに結実しなかった。その辺の事情や原因については、いろいろな考えなければならぬ問題があるが、別稿を予定しているので、ここでは省略する。

民衆党の活動の最後の約二年にとりくんだ主要問題の一つに、アヘン新特許問題がある。台湾のアヘン問題についてはすでに研究がなされつつあるので、ここでは詳論をさけるが、後藤新平の提案にもとづき一八九七年一月台湾阿片令発布以来、いわゆる「漸禁」政策がとられてきたが、実際にはアヘン吸飲者を減少させるような措置がほとんどとられておらず、実質的には延禁策であるという非難があった。アヘン貿易禁止の問題は国際連盟でもとりあげられ、しだいにアヘン貿易禁止の国際世論

が高まるにつれ、日本政府も台湾におけるアヘン政策の変更を迫られ、一九二八年一月に台湾阿片令を改正公布し、よく年一月さらに阿片令施行規則を改正公布した。これがいわゆる新阿片令で、内容はアヘン吸飲禁止を強くうち出し、「漸禁」政策を明確にするなど、改善された点もあったが、あらたに吸飲特許者を認定するなど、問題点が多かった。民衆党はアヘン吸飲禁止の立場で、総督府のアヘン政策に対する反対運動を展開した。反対運動は日本政府・台湾総督府への抗議、国際連盟等国際世論への訴え、台湾島内各団体への訴えの三つの手段によって行なわれた。国際連盟極東阿片調査委員会は一九二九年九月から一九三〇年三月にかけてアジア各地で調査を行ない、台湾には一九三〇年二月一九日から三月二日にかけて滞在したが、それに先立ち、民衆党は国際連盟あてに「日本政府ハ国際条約ニ於テ非文明政策トシテ禁止セル人道上ノ問題タル阿片吸飲ヲ計画的ニ台湾人ニ許可セリ。……」(《警》四六六ページ)と打電し、調査委員の滞在中には、蔣渭水ら三名が委員に面会して、アヘン製造・吸飲禁止、アヘン中毒患者の治療について意見を具申した。総督府あて抗議文——台湾島内では発表

禁止——には「……〔台湾アヘン政策は〕如何にも慈悲心より出でたる処置なるかに装ふも結局は収入主義を扮飾する言辞に外ならず、……政府の心事の不純と不誠意とを窺知し得べきなり。……〔アヘン製造と密輸を禁止すれば、アヘン吸飲禁止、アヘン中毒治療も可能であるとのべる〕……如斯容易なる阿片吸飲撲滅法あるに不拘政府は之を撲滅する誠意全然なきのみならず、却つて種種の理由を扮飾して専売を継続し其の収入を貪り居れり。……」(《警》四六七ページ)と指摘して、総督府のアヘン政策の欺瞞性を暴露した。

以上、台湾民衆党の活動の足跡をたどってきたが、民衆党の運動と思想の歴史的意義を考えるためには、さらに民衆党と対立関係にあった台湾共産党・文協・農民組合などのそれとの比較において考察を加えることが不可欠である。しかしすでに予定の紙数もつきたので、残された問題については、別稿において考えたいと思う。

- (1) 拙稿「蔡培火と台湾議會設置運動」(『横浜市立大学論叢』第二七卷人文科学系列第三号所載)および「蔣渭水と台湾抗日民族運動」(同前第三〇卷人文科学系列第二・三合併号所載)参照。

(2) 以下《警》と略す。台湾史料保存会刊、風林書房発売の復刻本による。他に竜溪書舎版がある。

(3) 蔡培火・林伯寿・陳逢源・呉三連・葉榮鐘編『台湾民族運動史』——以下《民》と略す——三三八ページ。

(4) 謝春木『台湾人の要求——民衆党の発展過程を通じて——』(台湾新民報社刊、竜溪書舎復刊)——以下《要求》と略称——八三ページ参照。

(5) 謝春木によれば、蔡培火は「蔣渭水は自発的に参加を遠慮したら好い。黨員にならないでも党外で党の援助をやる途は幾何もある。斯る屈辱的な宣言書を出して世人に笑はれてはならぬ。蔣渭水君が喜んで参加を自発的に辞退して我等の結社を成立さしたら、我輩も喜んで党外で援助する。蔣君が飽迄も頑張つて宣言書を出すなら、自分は退席する」といって、大会の会場を一時大混乱におとし入れたということである(《要求》八九ページ)。

(6) 「我が党ノ目的ハ本島在住民ノ政治的地位ヲ向上シ、経済的基础ヲ安固ニシ、社会的生活ヲ改善スルニアタツテ、已ニ綱領ニ示シテアル様ニ何等民族の闘争ヲ目的トスルモ、ハデナイ……」(《警》四二八ページ)という字句が含まれている。

(7) 謝春木によれば、第一次大会宣言のなかに、「世界の被圧階級の解放運動は、階級と民族の二大分野に分れるが、被圧的地位は同一なれば、共同戦線を張るべきこと」とか、「解放運動の原動力は民衆なり」とか、さらに

(121) 蔣渭水と台湾民衆党

- は「全民運動は台湾解放運動の必然に通るべき過程なり」などの項目が含まれていたという(『要求』一〇六ページ)が、他の資料には見当たらない。このような項目が含まれていれば、民衆党結成が総督府によって認可されることはありえないと考えられるので、謝春木の引用しているものは、原案であるのかもしれない。詳細は不明。
- (8) 廖仲愷「全民政治論訳本序」(『廖仲愷集』三〇―三八ページ)参照。
- (9) 彭華英は第二大会以前から、民衆党が労働運動に専念することに不安を感じ、主幹辞任の意向をもっていたといわれる。(『警』四五七ページ参照。
- (10) 『要求』二八四―五ページ参照。
- (11) 『警』によれば、労働団体加入者数はこの数字をそれぞれややうまわっているが、これはおそらく総連盟傘下以外の労働団体をも含むものと考えられる。
- (12) この請願は、地方自治連盟結成の動きに対抗して行なわれ、分裂の動きを牽制する意味をもっていた。(『警』四九一ページ参照。
- (13) 『警』二二五ページによれば、一九二八年六月四日、台南市台町の商工業協会事務所に文協・民衆党・各労働団体・商工業協会・各姓宗親会各代表が集まり、台南州知事に対する抗議、左官職に対する改葬工事拒否勧告、市民大会開催等を決議した。
- (14) 森久男「台湾阿片処分問題(I)」(『アジア経済』一九七八年十一月号所載)参照。
- (15) 『極東阿片問題——国際連盟極東阿片調査委員会報告書』(国際連盟協会発行、一九三三年三月)五―六ページ参照。調査を行なった地域はビルマ・マレー半島・シンガポール・蘭領インドシナ・タイ・仏領インドシナ・香港・フィリピン・台湾・関東州——以上当時の呼称による——であった。

(横浜市立大学教授)